

埼玉P X大賞 実施要綱

(趣旨)

第1条 男性の育児休業取得に積極的に取り組む県内企業を表彰することで、当該企業の意欲を向上させるとともに、表彰式等を通じて受賞事例を広く周知することで、他の県内企業の取組を促進するため、「埼玉P X大賞」を実施する。

(用語の定義)

第2条 この要綱における「埼玉P X」とは、父性を意味するパタニティと変革を意味するトランスフォーメーションを組み合わせた造語であり、男性従業員の育休取得の推進を契機として、誰もが安心して育児と仕事を両立できる職場環境づくりなど、組織の活性化や企業風土の改革に取り組むことを指す。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、前条の目的に資する取組を実施している事業者に対して行うものとする。

(表彰の種類)

第4条 県は、表彰に対し応募のあった事業者の中から、特に優秀な取組や特徴ある取組を行っている事業者に対して、次の賞を授与する。

- (1) 大賞 1件
- (2) 奨励賞 若干数

(表彰の贈呈)

2 受賞者には賞状及び副賞を贈るものとする。

(審査委員会)

第5条 前条の受賞者を選考するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会での選考は、書類審査とする。
- 3 審査委員会の運営に必要な事項は別に定める。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者は選考委員会の選考を経て、知事が決定する。

(表彰候補者の募集)

第7条 表彰候補者は、男性の育休取得に積極的に取り組む企業による応募により募集する。

(応募要件)

第8条 表彰候補者の応募要件は、次のとおりとする。

- (1) 埼玉県内に事業所を置く中小企業であり、多様な働き方実践企業の認定を受けている企業（多様な働き方実践企業の認定を受けていない企業のうち、基準日時点で認定された企業も含む。なお、基準日は別途県が定める。）であ

ること。

(2) 男性従業員が育児休業等を取得している実績があること。

(3) 他の事業主が取り組む上での参考となり、波及効果が期待できる取組を行っていること。

(4) 男性育休推進宣言企業に登録していること（応募に合わせて新たに登録された企業も含む）。

(5) 育児介護休業法、次世代育成支援対策推進法に関する義務規定違反がないこと。

(6) その他労働関係法令に関する重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するに相応しくないと判断される問題を起こしていないこと。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。